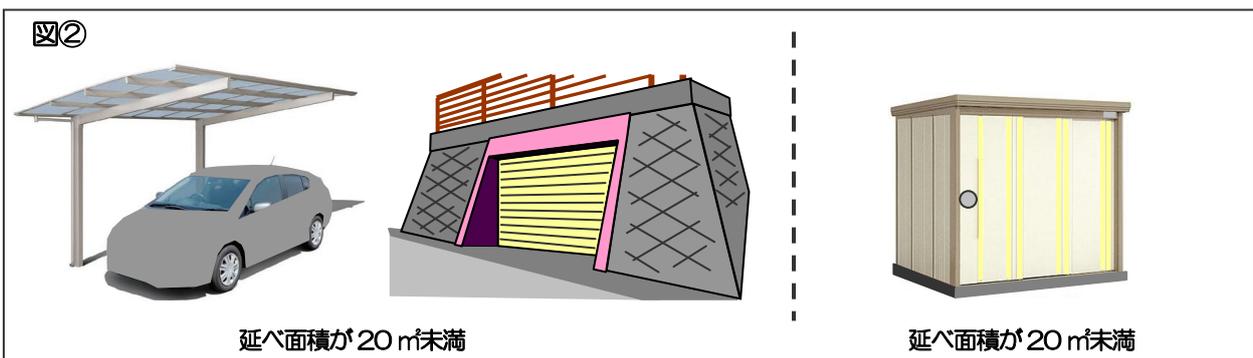
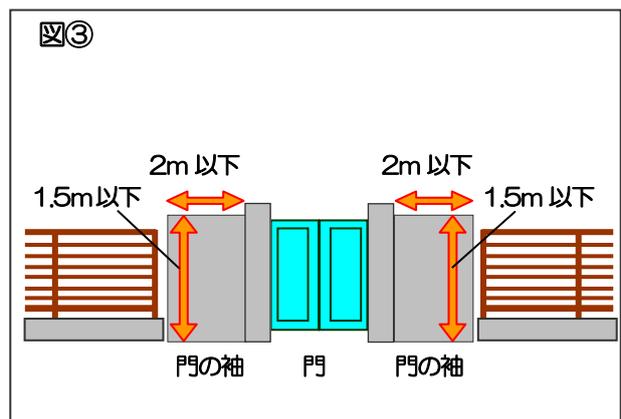
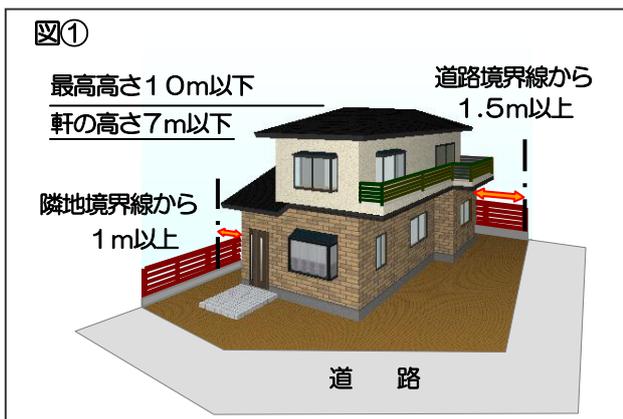


(6) 若松町桐木地区計画 「\*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名	若松町桐木地区計画	
用途地域	第1種低層住居専用地域*	
防火地域・準防火地域	—	
容積率／建蔽率	80*／50*(角地緩和あり)	
最低敷地面積	165㎡*	
高さの最高限度	10m*、7m(軒高)…下図①	
壁面の位置の制限	道路境界から	外壁面(又は柱面)まで1.5m以上(※)…下図①
	隣地境界から	外壁面(又は柱面)まで1m以上(※)…下図①
	適用除外	別棟の車庫及び物置で延べ面積が20㎡未満のもの…下図②
用途の制限 (建築することができる建築物)	(1) 住宅(ただし、共同住宅、長屋を除く。) (2) 兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3の「住宅」をいう。ただし共同住宅、長屋を除く。) (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (5) (1)～(4)の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定する建築物を除く。)	
工作物の設置の制限	造成工事竣工時において築造された擁壁の天端位置より外周方向の空間へ工作物を延長してはならない。	
形態・意匠の制限	(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さを変更してはならない。(ただし、造園、車庫の設置等のための必要最低限度の変更は除く。) (2) 広告、看板類は、自己の用に供するもの以外は設けてはならない。 (3) すべて敷地内に納め、周辺環境へ充分配慮したデザインとする。	
設けることのできな いかき・柵の構造	地区施設の道路に面したコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、組積造その他これらに類するもの(ただし、地盤面からの高さが0.6m以下のもの部分については除く。)	
	適用除外	門の袖(高さ1.5m以下、長さ2m以下)や門…下図③

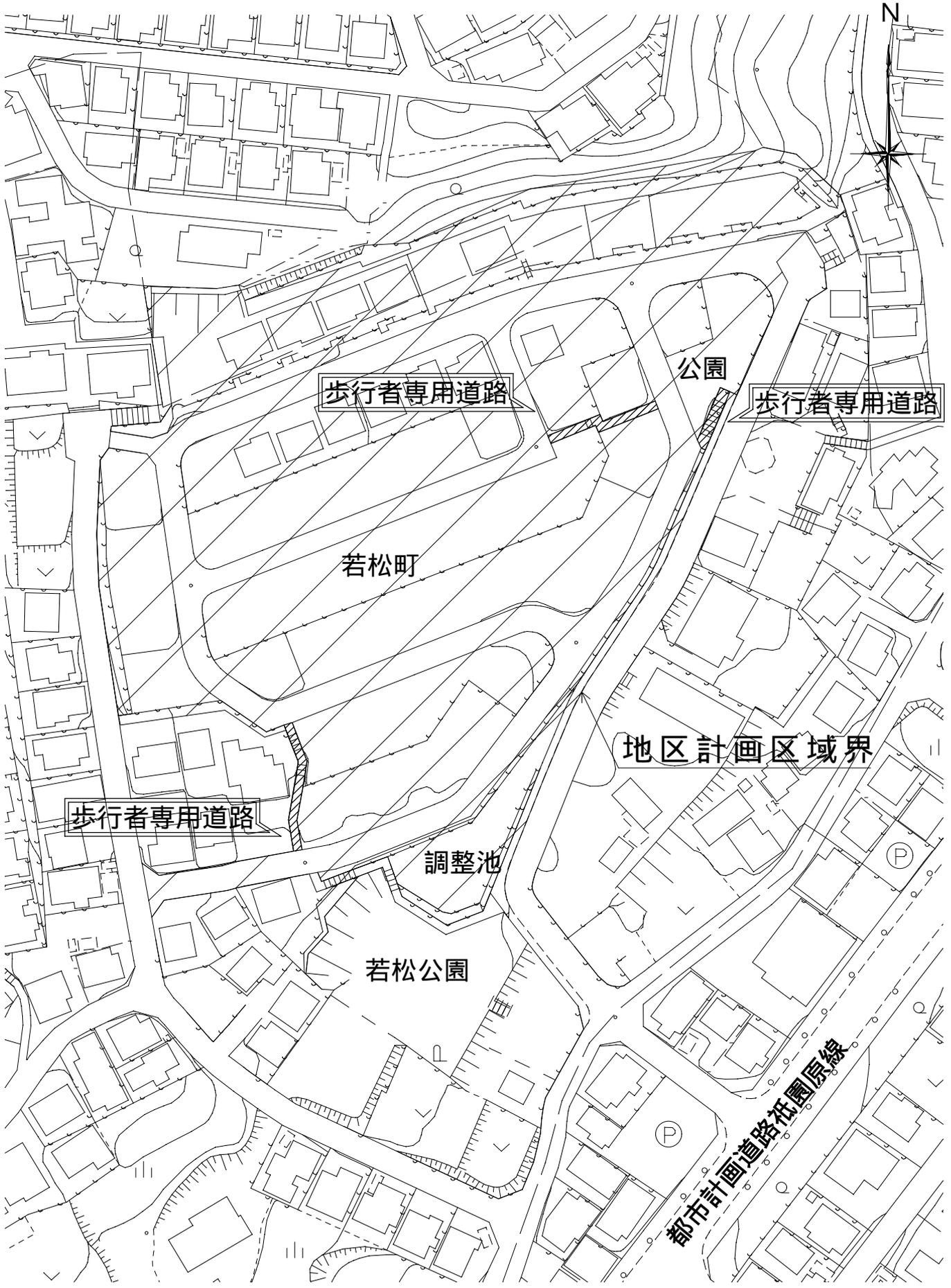
※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

バルコニーを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、バルコニーの先端を外壁面として扱う場合あり。



# 若松町桐木地区計画区域図

S=Free



歩行者専用道路

歩行者専用道路

若松町

公園

地区計画区域界

歩行者専用道路

調整池

若松公園

都市計画道路低層原線